

○江別市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する手続要領

1 趣旨

この要領は、江別市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者等（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定等の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 指定の申請及び指定の更新の申請の添付書類

規則第2条及び第3条に定める指定の申請及び指定の更新の申請にあたっては、当該指定の申請及び指定の更新の申請を行うサービスの種類に応じて別表1に示す書類を添付するものとする。

3 変更の届出の添付書類

規則第4条第1項に定める変更の届出にあたっては、当該変更の届出に係る変更の事由に応じて別表2に示す書類を添付するものとする。また、同条第2項に定める再開の届出にあたって、休止時から事業所の運営に変更が生じている場合についても同様とする。

4 添付書類及び様式

添付すべき書類の内容は別表3並びに付表及び様式のとおりとする。

附 則

この要領は、平成29年4月6日から施行する。

附 則

この要領は、決済の日から施行し、この要領による改正後の本則の規定は、平成30年4月1日から適用する。